



事務所通信

2014年8月号
No.110

(ひまわり)

CONTENTS

● 所長コメント … 社会に出ていく皆様へ	P1	● 「体温」を測ろう！	P4
● お祭りの協賛金	P2	● 税務Q&A	P5
● 傷病手当金	P3	● お知らせ おもしろ雑学	P6
		● 休日カレンダー あとがき	P7

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7
TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824
ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

社会に出ていく皆様へ

高校や大学を卒業して社会に出ていく皆さんが、在学中に準備をして欲しい大切なことを書いてみました。今から卒業までの間に家庭でも、学校でも行い、習慣付けをして身に付ければ一流の社会人になれます。

① 早起きを習慣にして朝型人間になる

今から学校へ朝、早く行くことを習慣付ける。就職したら、出来るだけ朝早く出勤をし、掃除や仕事に熱意を示すことです。その姿勢が先輩社員から応援を受けることとなります。私の人生の大きな財産は「早起き」で、目には見えない財産です。

② 「自己中心」から「他者中心」へ

自己中心は子供の生き方、他者中心は大人の生き方です。自己中心の生活から早く脱却をして、他者中心の生活をしてください。それには周りの人を喜ばせる習慣付けをすることです。まずは一日一回、家族を喜ばせることを心掛けましょう。

③ 名前を呼ばれたら「ハイ」と大きな声で返事をする

「成長は素直さに比例する」という名言は、素直な「ハイ！」の返事が日々、自分を成長させてくれるということでもあります。毎日ご両親に素直な返事「ハイ！」の実践をしましょう。

④ 笑顔を意識する

常に「明るく、陽気」を心掛けることです。それには、にこにこ笑顔を意識することです。笑顔は相手に安心感を与えます。

⑤ 三つの言葉

「おはようございます」と「おつかれさまでした」の挨拶、そして、お世話になった人に「ありがとうございました」と大きな声で言うことです。この三つが出来れば大丈夫です。

私たちが外国語を勉強する時、最初に学ぶのが、「はい」「ありがとう」「おはようございます」という言葉です。言葉の中でも最も大切なこの三つを言うことが出来れば、外国で最低限は過ごすことが出来ます。どんなに高い知識があっても、こういう当たり前のことが出来ないと国際社会では生きていくことが出来ません。

職場のストレスの原因の7割が人間関係だといわれています。意識して上記のような挨拶・返事をして下さい。きっと職場になじめるはずです。



お祭りの協賛金

花火大会、盆踊り、収穫祭など夏から秋にかけては多くのお祭りが催されます。

こうした催事にあたり、地域社会を形成する一員として法人や個人事業主が、主催者や運営者に対して協賛金を支払う機会もあるでしょう。

この協賛金は、「事業に直接関係のない者に対して金銭の贈与をした場合」とされ、原則として法人税法上は寄附金、消費税法上は不課税取引として取り扱われるようになります。

原則は寄附金ですが、協賛金の名目であってもケースによって税法上の取り扱いが異なることもあります。

(1) 広告宣伝効果を見越した場合

のぼり提灯に企業名を入れたり、パンフレットやホームページに協賛企業の広告掲載があったり、花火の打ち上げ時に企業や商品名アナウンスがあったりなど、不特定多数の方に対しての広告宣伝効果を見越して協賛金を支払った場合は、広告宣伝費となります。

この場合、消費税については、広告効果という対価があるので課税取引となります。

ただし、神社の祭礼等の寄附金や奉納金は、広告宣伝とはいえません。



(2) 祭りの主催者が取引先である等の場合

祭りの主催者が取引先であったり、取引先獲得のために協賛金を支払った場合には、「事業に直接関係のないもの…」とはならないので、交際費となる場合があります。

消費税については、対価性がないので不課税取引となります。



傷病手当金

病気やケガで会社を休んだときは傷病手当金が受けられます

傷病手当金は、健康保険（政府管掌）の被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

支給される条件

傷病手当金は、次の①から④の条件をすべて満たしたときに支給されます。

- ① 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること
- ② 仕事に就くことができないこと
- ③ 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- ④ 休業した期間について給与の支払いがないこと

支給される期間

最長1年6ヵ月

支給される金額

1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給されます。

標準報酬日額 = 標準報酬月額 ÷ 30

給与の支払があつて、その給与が傷病手当金の額より少ない場合は、傷病手当金と給与の差額が支給されます。

(例) 標準報酬月額 300,000 円の場合

標準報酬日額 : 300,000 円 ÷ 30 = 10,000 円 (10 円未満四捨五入)

1日につき 10,000 円 × 3分の2 = 6,667 円 (1 円未満四捨五入)

法人の役員は傷病手当金を受けられますか？

法人の役員も健康保険の被保険者であれば、傷病手当金の支給対象となります。

しかし、通常であれば役員報酬は変動しませんので、社員同様、療養期間中は役員報酬の一部を減額、又は全額を不支給とすることが必要です。

役員の場合、申請時の添付資料として、取締役会又は株主総会の議事録の写しが必要となります。

平成25年10月1日に施行となった健康保険法の改正により、業務上のケガや病気であっても、**健康保険被保険者5人未満の法人役員で、一般の従業員同様の業務を遂行し、労災保険の給付が受けられない場合には、傷病手当金も含めて健康保険を使えるようになりました。**

- 業務上傷病の場合でも、病院で健康保険が使えます。
- 業務上傷病の場合でも、傷病手当金が受けられます。

※被保険者が5人以上の法人の役員は、業務上の傷病については健康保険を使うことができませんので注意が必要です。

詳しくは協会けんぽ HP をご覧ください。

< 池原 >

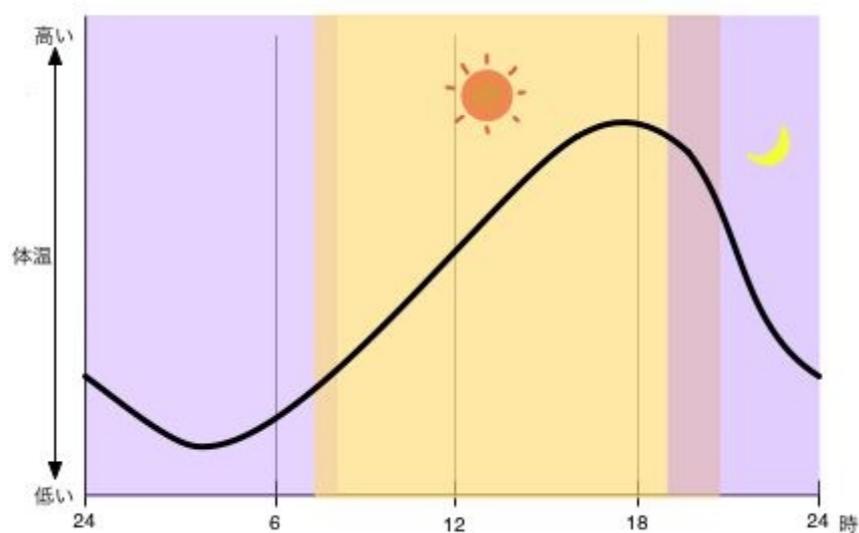
「体温」を測ろう！

いよいよ夏真っ盛り！夏バテや熱中症に注意が必要です。
簡単な体調管理方法に、『体温を測ること』があります。
正しい測り方や自分の平熱を確認して、毎日元気良く過ごしましょう！

○ 平熱は人によって異なる？

日本人の平均的な平熱は36.20℃とされています。しかし、体温には個人差がありますし、24時間単位のリズムがあり、1日の内でも1℃程度の変動があります。

体温は、早朝が最も低く、夕方が最も高くなります。①起床時、②昼食前、③夕方、④就寝前の4つの時間帯ごとの自分の平熱を知っておくと、発熱を正しく判断できます



○ 37℃は平熱？

一概に何度以上が発熱と決めることはできません。自分の平熱以上の温度上昇をもって判断します。平熱より1℃程度高い状態が続けば発熱と考えられます。

○ 体温計の種類によって測る時間が違う？

現在主流の電子体温計には、短時間でその人の体温を計算して予測する「予測式」と、その場所の温度をそのまま測る「実測式」があります。予測式は電子音が鳴るまで、実測式では最低10分間測ります。

50年前の日本人の平均は、36.89℃だったそうです。現代では0.7℃程下がっています。

体温が1℃下がると、免疫力は30%も低下するそうです。夏バテや熱中症に気をつけながらも、冷やしすぎにも充分注意して、この夏を乗り切りましょう。



研 修 予 定

経営革新等支援機関

...





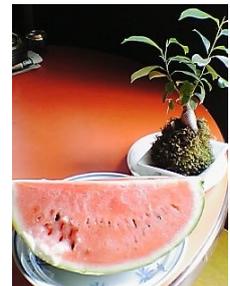
休日カレンダー



8月(葉月) August

日	月	火	水	木	金	土
					1	2 山口・小林
3	4	5	6	7	8	9 伊藤・池原
10	11	12	13	14	15	16 田中・山田
17	18	19	20	21	22	23 広川・原
24	25	26	27	28	29	30
31						

- ・網掛けの日が当事務所の休日です。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)
- ・お盆も元気に営業しています！



8月の税務

- 8月11日 平成26年7月分の源泉所得税・住民税の納付
- 9月1日 平成26年6月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付
平成26年12月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付
平成27年3月、平成26年9月決算法人の消費税の中間申告、納付
- 8月31日 8月決算法人で平成26年9月開始事業年度(課税期間)から消費税の簡易課税制度を適用する場合、または適用を取りやめる場合



先日、小学生女子ソフトボール大会がありました。猛暑の中、子供たちがボールを追いかけ、バットを振り一生懸命頑張っていました。去年は1勝しか出来ず悔しい思いをしましたが、今年は優勝し子供たちの喜んでいる姿が見れました。

これからも色々な事に挑戦する子供たちを応援していきたいと思います。

〈 小 林 (美) 〉